

In brief

A look at current financial reporting issues

16 November 2015

企業結合において売手に支払うロイヤルティおよびマイルストーンの買手側の会計処理

背景

医薬・ライフサイエンス業界では、最近、買収や売却が新聞のトップニュースとなっています。ブロックバスターと呼ばれる超大型新薬の特許の期限切れにともなう価格の値下げ圧力により、多くの企業が M&A 活動を活発化し、イノベーションを加速するために必要となる新薬のタネ(薬になる可能性のある新規物質)を、買収によって増加させようとしています。一方で、事業を合理化して急成長分野に注力するため、研究開発ポートフォリオの決定の一環として事業や資産の売却も行っています。

買収に関連してよくある論点として、ロイヤルティの支払(すなわち、買手が売手に対して将来ロイヤルティを支払う義務を負うこと)やマイルストーンの支払など、購入対価の一部に将来の支払義務が含まれている場合の取扱いが挙げられます。多くの場合、このような偶発的な義務に関連する支払は、仕掛研究開発(IPR&D)プロジェクトに関する規制当局の承認が契機となっていたり、将来の業績測定値(売上比率など)が基礎となっていたりします。

論点

企業が事業の定義を満たす化合物または資産グループを購入し、移転した対価に将来のロイヤルティまたはマイルストーンの支払義務が含まれている場合、米国会計基準(US GAAP)および国際財務報告基準(IFRS)のもとで、検討すべきさまざまな複雑な会計上の判断があります。

最初の主要な判断は、その取引を企業結合として会計処理すべきか、または資産の取得として会計処理すべきかを評価することです。このような種類の取引は、直接的な法人の買収、化合物や資産グループの取得、ライセンス契約など、さまざまな方法で組成することができます。多くの場合、買手が資産を取得したのか事業を取得したのかの判定は複雑で判断を伴います。企業結合の会計処理は、とりわけ将来支払うロイヤルティまたはマイルストーンの処理や IPR&D の取扱いに関して、資産取得の会計処理とは大きく異なります。

IFRS 第 3 号「企業結合」および会計基準コーデフィケーション(ASC)805 は、買手が事業を取得したのか、資産(または資産グループ)を取得したのかを判定するためのガイダンスを提供しています。会計処理のガイダンス、設例、および関連する影響の詳細な情報については、[In depth INT2015-03「事業と資産または資産グループの区別\(医薬・ライフサイエンス業界\)」](#)をご参照ください。知的財産の購入またはライセンスが会計上の事業の定義を満たすかどうかは注目されている論点であり、多くの場合、表面上は資産のみを譲渡するようにみえる取決めであっても、その取引に含まれているその他の要素と組み合わせると、会計上の事業の定義を満たす場合があります(したがって、企業結合として会計処理されることになります)。知的財産(特にまだ開発中の

知的財産)の取得またはライセンスには、売手/ライセンサーに対するマイルストーンまたはロイヤルティの支払が含まれていることが多く、こうした条件付対価の会計処理や評価は多くの場合複雑なものになります¹。

企業結合における条件付対価

IFRS および US GAAP のもとで、企業結合の条件付対価は、将来の事象が発生した場合や条件が満たされた場合に、追加的な資産または資本持分を売手側の株主に移転する買手(取得企業)の義務を表します。売手側の株主に対する将来の義務が条件付対価であるかを評価するにあたり、その支払が事業を取得するために移転した対価の一部なのか、それとも企業結合とは別個の取引なのかを判定することが重要です。このための分析には、義務の性質、義務の存在理由、そして買手が受け取っている他の資産または便益の有無の理解が含まれます。

通常、企業結合における売手に対して支払う将来のロイヤルティまたはマイルストーンは、条件付対価として処理されます。買手は、その条件に応じて、条件付対価を負債、資産² または資本に分類しなければなりません。すべての条件付対価は当初に取得日公正価値で測定されます。負債または資産として分類される条件付対価は、各報告日の公正価値で再測定され、公正価値の変動は不確実性が解消されるまで企業結合後の期間の損益計算書に含まれます。資本に分類される条件付対価は再測定されず、決済時にも資本勘定の中で会計処理されます。医薬・ライフサイエンス業界における条件付対価の取決めの大半は、現金で決済される場合でも特定の株式で決済される場合でも、負債として分類されます³。

引き受けた条件付対価

US GAAP では、企業結合において、取得企業が引き受けた被取得企業の既存の条件付対価の取決めは、取得企業によって移転した対価の一部として会計処理し、取得日公正価値で測定しなければなりません。新たな条件付対価の取決めの会計処理と整合的に、企業結合後の期間における引き受けた条件付対価の会計処理は、当初に資産、負債、資本のいずれに分類するかによって影響を受けます。

IFRS に基づく会計処理は US GAAP に基づく会計処理とは異なります。IFRS では、引き受けた条件付対価の取決めは、取得した事業の負債(または、場合によっては資産)の引受として会計処理されます。これらの取決めはほぼすべての場合において契約で規定されているため、国際会計基準(IAS)第 32 号「金融商品:表示」および IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」の適用範囲に含まれ、取得日公正価値で認識されます。その後、これらの取決めは公正価値で再測定され、公正価値の変動を損益計算書に反映します。国際会計基準審議会(IASB)では、このような既存の取決めは、その対価が、取得企業と被取得企業の以前の所有者の間の現在の取引から生じたものではないことから、IFRS 第 3 号のもとでの条件付対価に該当しないと結論付けています。

報酬

売手側の株主が結合後企業の従業員になる場合があります。将来のロイヤルティ支払の一部がそのような売却株主/従業員に対する報酬に該当するかどうかを判定することは重要です。将来のロイヤルティ支払を受取る権利を得るために継続雇用に関する要求事項がある場合、その取決めのコストは企業結合後の期間において買手の財務諸表上で報酬費用として反映されます。継続雇用に関する要求事項がない場合、買手は、将来のロイヤルティ支払が購入対価の一部に該当するのか、あるいは従業員の勤務に対する支払を目的とした別個の取引なのかを判定するために多くの指標を検討しなければなりません。これらの指標には、雇用にかかわらずすべての売却株主が1株当たり同額の支払を受取っているかどうかや、条件付対価以外の従業員の報酬は合理的な水準かどうかが含まれます。取決めが報酬とみなされる場合、当該取決めは ASC805 および IFRS 第 3 号のもとでの条件付対価とはなりません。

1 FASB は、「事業」の定義を再検討する新たなプロジェクトに着手しています。IASB は、IFRS 第 3 号の適用後レビューで受け取ったコメントに基づいて、事業の定義を調査研究プロジェクトに追加しています。定義に対する変更は、医薬・ライフサイエンス業界に重要な影響を与える可能性があります。

2 将来事象に基づいて支払われる一部の対価の返還(すなわち、条件付きで返金可能な対価)を受取る取得企業の権利を表す条件付対価の取決めは、資産として認識され、公正価値で測定されます(ASC805-25-5、ASC805-30-25-7)。

3 企業自身の株式で決済されることが予想される条件付対価を負債または資本に分類するかを取得日に決定することは、複雑になる可能性があり、ASB480、ASC815-40 および ASB-40-15 の分析を行ってから、株式で決済される条件付対価の取決めの適切な分類を決定する必要があります。

影響

シナリオ: 売手に支払う将来のロイヤルティを含む事業の取得

背景

A社は、化合物Xを含むいくつかの化合物を所有する大手製薬会社です。化合物Xは最近、規制当局の認可を受けており、A社は第三者との間で化合物Xを製造する契約を締結しています。さらにA社は、この他にも原材料の購入契約を締結しており、規制問題担当の従業員および化合物X関連の専任販売員を抱えています。

B社はA社から化合物Xを取得する契約を締結します。B社の化合物Xの取得には、第三者との製造契約および原材料に関する既存の契約、化合物Xに特有の固定資産、ならびに化合物Xに特化した専任販売員の移転が含まれています。B社は、取得した資産の組合せにはインプット、プロセス、およびアウトプットが含まれており、そのため、化合物Xの購入は事業に該当すると結論付けています。

B社はA社に対して前払金を支払います。さらにB社は、A社に対して、今後3年間にわたり化合物Xの純売上高の5%の将来ロイヤルティを支払うことにも合意しています。

B社はA社に支払うロイヤルティをどのように会計処理しなければならないでしょうか

分析—IFRS および US GAAP

この取引は事業の取得となるため、A社(売手)に対する将来のロイヤルティ支払は、US GAAP および IFRS の両基準のもとで、条件付対価の定義を満たします。B社は、取得日に予想される将来ロイヤルティの公正価値と同額の負債を計上することになります。

B社は、予想ロイヤルティの金額、時期および可能性の見積りなど、条件付対価の公正価値を決定する際に、取引の主要なインプットおよび市場参加者の仮定を検討する必要があります。将来支払うロイヤルティの見積公正価値は、将来の不確実な事象が解消されるまで利益を通じて公正価値で評価されます。

取得した化合物Xの評価を割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて決定する場合には、すでに条件付対価として発生計上している見積将来キャッシュ・アウト・フローをその評価から除外する必要があることに留意してください。

将来ロイヤルティを含む処分取引における会計上の検討事項の詳細な情報については、以下をご参照ください。

[In brief INT2015-01「処分—条件付対価に関する売手の会計処理\(医薬・ライフサイエンス業界\)」](#)